

議案第8号

飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年条例第34号）
の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号キ中「行う国民健康保険の被保険者である者」を「区域内に住所を有するとみなされる者」に改め、同号ク中「第55条」の次に「及び第55条の2」を加え、同項第8号中「本市が行う国民健康保険の被保険者である者」を「本市の区域内に住所を有するとみなされる者」に改め、同項第10号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、本市の区域内に住所を有するとみなされていた者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月23日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）及び被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 本市に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア～カ 省略</p> <p>キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の<u>区域内に住所を有するとみなされる者</u></p> <p>ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合は除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者</p> <p>(2)～(7) 省略</p> <p>(8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、<u>本市の区域内に住所を有するとみなされる者</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) <u>高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）及び被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 本市に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア～カ 省略</p> <p>キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の<u>行う国民健康保険の被保険者である者</u></p> <p>ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合は除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者</p> <p>(2)～(7) 省略</p> <p>(8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、<u>本市が行う国民健康保険の被保険者である者</u></p> <p>(9) 省略</p>

齢者医療の被保険者である者で、本市
の区域内に住所を有するとみなされ
ていた者

(11) 省略

2 省略

(10) 省略

2 省略

第一百八十八条第一項中「保険者」の下に「(国民健康保険にあつては、都道府県。以下この款において同じ。)」を加える。

第一百三十四条第一項中「保険者」の下に「(国民健康保険にあつては、都道府県。)」を加える。

第一百三十八条第二項中「保険者に」を「保険者(国民健康保険にあつては、市町村。)」に改め、「加入者」の下に「(国民健康保険にあつては、当該市町村の区域内に住所を有する被保険者)」を加える。

第一百三十九条第一項第一号中「保険者から」を「保険者(国民健康保険にあつては、都道府県。以下同じ。)」を加える。

次条を除き、以下この章において同じ。)から」に改める。

附則第七条第一項中「保険者」の下に「(国民健康保険にあつては、都道府県。以下同じ。)」を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法の一一部改正)

第一百一十二条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「基金」というを「基金」というに、「保険者」を「保険者」に、「健康保険法(昭和三十三年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和五十七年法律第八十号)、共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」を「医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第一項に規定する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下同じ。)」に、「なす」を「行う」に、「診療担当者」というを「診療担当者」というに、「診療報酬」というに、「をなし、あわせて診療担当者より」を「を行い、併せて診療担当者から」に改め、「審査を」の下に「行つぽか、保険者の委託を受けて、保険者が医療保険各法等の規定により行う事務を」を加え、「もつて」を削る。

第十五条第一項第六号を同項第九号とし、同項第五号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五 保険者から委託された医療保険各法等による保険給付の支給に関する事務(前各号に掲げるものを除く。)を行うこと。

六 保険者から委託された健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百五条の四第一項第二号、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二百五十三条の十第一項第二号、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十七条の三第一項第二号、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百四十四条の二第一項第二号、国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第二百三十三条の三第一項第一号、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)第二百四十四条の三第一項第一号又は高齢者の医療の確保に関する事務を行ふこと。

七 保険者から委託された健康保険法第二百五条の四第一項第三号、船員保険法第二百五十三条の十第一項第三号、私立学校教職員共済法第四十七条の三第一項第三号、国家公務員共済組合法第二百四十四条の二第一項第一号に掲げる情報の収集又は整理に関する事務を行ふこと。

中 「第一項第六号」を「第一項第九号」に改める。

第十六条中「第十五条第一項から第三項まで」を「同条第一項第一号から第四号まで並びに同条第二項及び第三項」に改める。

第十三条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する。

第一条中「市町村」を「都道府県及び市町村」に改める。

第十五条第一項第一号中「各保険者」の下に「(国民健康保険法(昭和三十二年法律第百九十二号)の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険にあつては、市町村。第六号及び第七号を除き、以下この項において同じ。)」を加え、同項第六号中「昭和三十三年法律第百九十二号」を削る。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一条中「平成三十二年三月三十一日」を「被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る協会の各支部(健康保険法第百六十条第一項に規定する各支部をいう。)の取組の状況を勘案して平成三十六年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日」に改める。

附則第三十八条中「医療等に要する費用」の下に「(以下この条において「平成二十年四月前の医療等に要する費用」という。)のうち平成二十七年度以前に請求されたもの」を加え、同条に次の二項を加える。

2 平成二十年四月前後の医療等に要する費用のうち平成二十八年度以後に請求されるものについては、平成二十年四月改正前老健法の規定により当該費用を負担することとされた市町村が加入する高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合が負担する療養の給付に要する費用とみなして、同法第四章第四節及び第五章の規定を適用する。

3 平成三十年度以後の各年度における、平成二十年四月前後の医療等に要する費用のうち平成二十七年度以前に請求されたものの支弁及び負担に係る事務の執行に要する費用(社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下この項において「支払基金」という。)の事務に係るものに限る。)については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十三条の規定を適用せず、当該各年度における高齢者の医療の確保に関する法律第百三十九条第一項第二号に掲げる支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用とみなして、同法第二百二十二条の規定を適用する。

4 平成三十年四月一日において現に第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第六十八条に規定する特別の会計に所属する権利及び義務は、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第百四十三条に規定する同法第百三十九条第一項第二号の業務に係る特別の会計に帰属するものとする。

附則第八十六条中「(昭和二十三年法律第百二十九号)」を削る。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定、公布の日

二 第二条、第五条(前号に掲げる改正規定を除く。)、第七条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第十四条の規定並びに附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第十四条の規定並びに附則第六号中「第一項第六号」を「第一項第九号」に改める。

第十六条中「第十五条第一項から第三項まで」を「同条第一項第一号から第四号まで並びに同条第二項及び第三項」に改める。

条から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定 平成二十八年四月一日

- (3) 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員、その同法に規定する標準報酬の月額と、同法に規定する標準期末手当等の額の平成二十八年度の合計額を同年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万円に満たない者及びその被扶養者
- (4) 地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、その同法に規定する標準報酬の月額と、同法に規定する標準期末手当等の額の平成二十八年度の合計額を同年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万円に満たない者及びその被扶養者
- (5) 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準貸与額の平成二十八年度の合計額を同年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万円に満たない者及びその被扶養者
- (6) 第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員、その健康保険法に規定する標準報酬月額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものと、同法に規定する標準貸与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものの平成二十八年度の合計額を同年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万円に満たない者及びその被扶養者
- の被扶養者
- 附則第十三条の七第一項第三号中「附則第十三条の九第一項第一号」を「次条第一項第一号」に改め、同項第四号中「附則第十三条の九第一項第二号」を「次条第一項第二号」に改め、同条第二項中「前項第四号」を「第一項第四号」に、「第三十四条第四項」を「第三十四条第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
- 2 前項第二号イの加入月数は、健康保険法の規定による被保険者、船員保険法の規定による被保険者、國家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済制度の加入者又は第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員であつた期間として、それ厚生労働省令で定めるところにより算定した月数とする。
- 附則第十三条の七を附則第十三条の四とする。
- 附則第十三条の八の前の見出し及び同条を削る。
- 附則第十三条の九に見出しとして「平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者納付金の額の算定の特例」を付し、同条第一項中「第三十九条第一項第一号」を「第三十七条规定の確定前期高齢者納付金の額は、第三十九条第一項の規定にかかわらず、国保法等一部改正法第十条の規定による改正前の第三十九条第一項の規定により算定される額とする。この場合において、同項第一号」に改め、同条第四項第三号中「附則第十三条の七」を「前条」に改め、同条を附則第十三条の五とする。
- 附則第十三条の十を附則第十三条の六とし、附則第十三条の十一を附則第十三条の七とし、附則第十三条の十二を附則第十三条の八とする。
- 附則第十四条を削り、附則第十四条の二を附則第十四条とする。
- 附則第十四条の三から附則第十四条の六までを削る。
- 附則第十四条の七の前の見出し及び同条を削る。
- 附則第十四条の九の前の見出し及び同条を削る。
- 附則第十四条の十に見出しとして「平成二十七年度の被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金の額の算定の特例」を付し、同条第一項中「第二百二十二条第一項」を「第二百二十二条第一項」に改め、同項第一号中「係る」の下に「国保法等一部改正法第十条の規定による改正前」を加え、同条を附則第十四条の二とする。
- 附則第十四条の九の前の見出し及び同条を削る。
- 附則第十四条の十に見出しとして「平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金の額の算定の特例」を付し、同条第一項中「第二百二十二条第一項」を「第二百二十二条第一項」に改め、同項第一号中「係る」の下に「国保法等一部改正法第十条の規定による改正前」を加え、同条を附則第十四条の三とする。

附則第十五条を次のように改める。

(特定健康保険組合に係る標準報酬総額の算定に係る経過措置)

第十五条 特定健康保険組合に係る第二十条第二項第一号の規定の適用については、同号中「被保険者」とあるのは、「被保険者（国民健康保険法附則第二十一条第一項に規定する特別退職被保険者を除く。）」とする。

第十六条 高齢者の医療の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」を「第五十五条の二」に改める。

第七条第二項中「市町村」を「都道府県及び市町村」に改め、同条第三項中「市町村及び」を「都道府県及び市町村並びに」に改める。

第七条第一項中「保険者」の下に「（国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「国民健康保険」という。）にあつては、市町村。以下この節において同じ。）」を加え、「五年」を「六年」に改める。

第二十七条第一項中「取得した者」の下に「（国民健康保険にあつては、同一の都道府県内の他の市町村の区域内から住所を変更した被保険者を含む。）」を加える。

第二十九条の二 国民健康保険法第三条第一項の市町村は、当該市町村の区域内に住所を有する被保険者について、この節の規定による事務を行うものとする。

第三十二条第一項中「各保険者」の下に「（国民健康保険にあつては、都道府県。以下この章において同じ。）」を加え、「五年」を「六年」に改める。

第三十四条第二項第一号中「当該保険者の給付」の下に「（国民健康保険にあつては、都道府県内の市町村の給付）」を加える。

第五十五条第一項中「認められる保険者」の下に「（次条第一項の規定により同項に規定する從前住所地後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者を除く。）」を加え、第四章第二節中同条の次に二条を加える。

（国民健康保険法第百十六条の二の規定の適用を受ける者の特例）
第五十五条の二 国民健康保険法第百十六条规定の二第一項及び第二項の規定の適用を受ける国民健康保険の被保険者であつて、これらの規定により住所を有するものとみなされた市町村（以下この項目において「従前住所地市町村」という。）の加入する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する者（第二号の場合においては、六十五歳以上七十五歳未満の者に限る。）が、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、第五十五条の規定にかかわらず、従前住所地市町村の加入する後期高齢者医療広域連合（第二号及び次項において「従前住所地後期高齢者医療広域連合」という。）が行う後期高齢者医療の被保険者とする。この場合において、当該被保険者は、第五十二条の規定にかかわらず、当該各号のいずれかに該当するに至つた日から、その資格を取得する。

一 七十五歳に達したとき。

二 厚生労働省令で定めるところにより、第五十条第二号の政令で定める程度の障害の状態にあ

る旨の従前住所地後期高齢者医療広域連合の認定を受けたとき。

2 前条の規定は、前項の規定により従前住所地後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定め

- 4 都道府県は、当該都道府県内の市町村のうち、当該市町村における医療に要する費用の額が厚生労働省令で定めるところにより被保険者の数及び年齢階層別の分布状況その他の事情を勘案してもなお著しく多額であると認められる場合には、その定める都道府県国民健康保険運営方針において、前項第一号に掲げる事項として医療に要する費用の適正化その他の必要な措置を定めるよう努めるものとする。
- 5 都道府県国民健康保険運営方針は、高齢者の医療の確保に関する法律第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画との整合性の確保が図られたものでなければならぬ。
- 6 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県内の市町村の意見を聽かなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 8 市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の実施に努めるものとする。
- 9 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針の作成及び都道府県国民健康保険運営方針に定める施策の実施に関して必要があると認めるときは、国民健康保険団体連合会その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。
- (標準保険料率)
- 第八十二条の三 都道府県は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村」との保険料率の標準的な水準を表す数値(第三項において「市町村標準保険料率」という。)を算定するものとする。
- 2 都道府県は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の全ての市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値(次項において「都道府県標準保険料率」という。)を算定するものとする。
- 3 都道府県は、市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率(以下この条において「標準保険料率」という。)を算定したときは、厚生労働省令で定めるところにより、標準保険料率を当該都道府県内の市町村に通知するものとする。
- 4 前項に規定する場合において、都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、標準保険料率を公表するよう努めるものとする。
- 第八十三条第一項中「保険者」を「都道府県若しくは市町村又は組合」に改める。
- 第八十四条第三項中「三分の二以上の保険者」を「都道府県及び市町村並びに組合の三分の一以上」に、「保険者は、すべて」を「都道府県及び市町村並びに組合は、全て」に改める。
- 第八十六条第一項中「保険者」を「都道府県若しくは市町村又は組合」に改める。
- 第八十七条第一項中「加入している保険者の数がその区域内の保険者の総数の三分の二に達しない」を「その区域内の都道府県若しくは市町村又は組合の三分の二以上が加入しない」に改める。
- 第八十八条第一項中「保険者」を「都道府県及び当該都道府県内の市町村並びに組合(以下「保険者」という。)」に改める。
- 第九十条第一項中「保険者」を「市町村又は組合」に改める。
- 第一百条の見出しを「(市町村又は組合に対する通知)」に改め、同条中「保険者及び」を「市町村、組合」に改める。
- 第一百六条第一項中「厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険者又は連合会」を「次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 厚生労働大臣 都道府県若しくは市町村若しくは組合又は連合会
- 二 都道府県知事 当該都道府県知事が統括する都道府県の区域内の市町村若しくは組合又は連合会

4 都道府県は、当該都道府県内の市町村のうち、当該市町村における医療に要する費用の額が厚生労働省令で定めるところにより被保険者の数及び年齢階層別の分布状況その他の事情を勘案してもなお著しく多額であると認められる場合には、その定める都道府県国民健康保険運営方針において、前項第一号に掲げる事項として医療に要する費用の適正化その他の必要な措置を定めるよう努めるものとする。

5 都道府県国民健康保険運営方針は、高齢者の医療の確保に関する法律第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画との整合性の確保が図られたものでなければならぬ。

6 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県内の市町村の意見を聽かなければならない。

7 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

8 市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の実施に努めるものとする。

9 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針の作成及び都道府県国民健康保険運営方針に定める施策の実施に関して必要があると認めるときは、国民健康保険団体連合会その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。

(標準保険料率)

第一百七条中「保険者及び連合会は、厚生労働省令の」を「次の各号に掲げる者は、厚生労働省令で」に、「都道府県知事」を「それぞれ当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 都道府県 厚生労働大臣

二 市町村若しくは組合又は連合会 当該市町村若しくは組合又は連合会をその区域内に含む都道府県を統括する都道府県知事

第一百八条第一項中「第一百六条」を「第一百六条第一項」に改め、「定めて」の下に「当該」を加え、同条第四項中「又はその事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるとき」を削り、同条に次の二項を加える。

5 組合又は連合会の事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該組合又は連合会(都道府県知事にあつては、当該都道府県知事が統括する都道府県の区域内の当該組合又は連合会に限る。)の解散を命ずることとされる。

第一百十二条中「特別区の区長を含むものとし」とび「保険者又は保険給付を受ける者に対し」を削り、「条例の」を「条例で」に改め、「により」の下に「市町村若しくは組合又は保険給付を受ける者に対し」を加える。

第一百三十三条中「保険者は」を「市町村及び組合は」に、「世帯主」を「被保険者の属する世帯の世帯主」に改める。

第一百三十三条の三第一項各号中「第七十六条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第一百六条中「第五条の規定にかかるわらず、当該他の市町村の行なう国民健康保険の被保険者とし、かつ」を削り、「については」の下に「当該他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされし、かつ」を加える。

第一百六条の二第一項及び第二項中「第五条の規定にかかるわらず」を「この法律の適用については」に、「が行う国民健康保険の被保険者とする」を「の区域内に住所を有するものとみなす」に改め、同条第三項中「当該被保険者に対し国民健康保険を行う」を「前二項の規定によりその区域内に当該被保険者が住所を有するものとみなされた」に改める。

第一百九条の二中「第一百六条第一項」及び「第一百七条」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

第一百二十二条ただし書中「第一百条第一項」を「第一百条」に、「保険者」を「市町村、組合」に改める。

第一百二十二条ただし書中「第一百条第一項」を「第一百条」に、「保険者」を「市町村、組合」に改める。

附則第五条の二第一項及び第二項中「第五条の規定にかかるわらず」を「この法律の適用については」に、「が行う国民健康保険の被保険者とする」を「の区域内に住所を有するものとみなす」に改める。

第一百二十二条ただし書中「第一百条第一項」を「第一百条」に、「保険者」を「市町村、組合」に改める。

附則第六条第一項中「市町村が行う国民健康保険の被保険者」を「都道府県等が行う国民健康保険の被保険者」に改め、「間に」の下に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十一条。附則第二十五条において「改正法」という。)第四条の規定による改正前のこの法律の定めるところにより」を加え、同条第二項中「市町村が行う国民健康保険」を「都道府県等が行う国民健康保険」に改める。

附則第七条第一項中「退職被保険者及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)の住所の存する市町村(第一百六条又は第一百六条の二の規定により他の市町村の行う国民健康保険の被保険者である場合は、当該他の市町村とする。以下「退職被保険者等の住所市町村」という。)」を「支払基金は、政令で定めるところにより、退職被保険者及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)が住所を有する都道府県(以下「退職被保険者等の住所都道府県」という。)に対し、当該退職被保険者等所属都道府県及び当該退職被保険者等所属都道府県内の退職被保険者等が住所

して改正前高齢者医療確保法第百二十一条の規定を適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなるものをいう。以下この号において同じ」との合計額を控除して得た額がないものとして改正前高齢者医療確保法第百二十一条の規定を適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなるものをいう。以下この号において同じ。(を超えるときは、調整対象基準額からその超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額(高齢者の医療の確保に関する法律第百十九条第一項に規定する後期高齢者調整金額をいう。以下この号において同じ)を超えるときは、保に関する法律第百十九条第一項に規定する後期高齢者調整金額をいう。以下この号において同じ)との合計額を控除して得た額とするものとし、同年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支授金の額に満たない額に係る後期高齢者調整金額にその満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額を加算して得た額とする。次項第二号において同じ。)

2 平成二十九年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「調整対象基準額は、当該年度」とあるのは「調整対象基準額は、平成二十九年度」と、「同じ。」とする。ただし、

当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度」とあるのは「平成二十九年度概算調整対象基準額」という。とする。ただし、平成二十七年度の概算調整対象基準額(持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)第十条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律(以下この項において「改正前高齢者医療確保法」という。)附則第十三条の五の六第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十七年度概算調整対象基準額」という。)が同年度と、「同法第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十七年度確定調整対象基準額」という。)と、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「平成二十九年度概算調整対象基準額」と、「平成二十七年度概算調整対象基準額」とあるのは「平成二十九年度概算調整対象基準額」という。が同年度と、「当該年度の前々年度におけるすべての」とあるのは「全ての」と、「概算調整対象基準額と確定調整対象基準額」とあるのは「平成二十七年度概算調整対象基準額と平成二十七年度確定調整対象基準額」と、「とし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額」とあるのは「とし、平成二十七年度概算調整対象基準額が平成二十七年度確定調整対象基準額」とあるのは「とし、」である。

第二十一条の五 平成三十年度の概算療養給付費等拠出金の額及び確定療養給付費等拠出金の額についての附則第二十一条第三項の規定の適用については、同項第二号中「調整対象基準額」とあるのは、「調整対象基準額(平成二十八年度の概算後期高齢者支援金の額(持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)第十条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律(以下この号において「改正前高齢者医療確保法」という。)附則第十四条の九第一項に規定する補正後概算加入者割後期高齢者支援金額の十二分の六に相当する額と当該特定健康保険組合に同条の規定の適用がないものとして改正前高齢者医療確保法第百二十条の規定を適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることはとなる額の十二分の六に相当する額との合計額をいう。以下この号において同じ。)を超えるときは、調整対象基準額からその超える額に係る後期高齢者調整金額(高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条の三第一項に規定する補正後確定加入者割後期高齢者支援金額の十二分の六に相当する額と当該特定健康保険組合に同条の規定の適用がないものとして改正前高齢者医療確保法第百二十一条の規定を適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額を加算して得た額とする。その超える額に係る後期高齢者調整金額(高齢者の医療の確保に関する法律第百十九条第一項に

規定する後期高齢者調整金額をいう。以下この号において同じ。)との合計額を控除して得た額とするものとし、同年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支授金の額に満たないものは、調整対象基準額にその満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額を加算して得た額とする。次項第二号において同じ。)とする。

2 平成三十年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「調整対象基準額は、当該年度」とあるのは「調整対象基準額は、平成三十年度」と、「同じ。」とする。ただし、

当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度」とあるのは「平成三十年度概算調整対象基準額」という。とする。ただし、平成二十八年度の概算調整対象基準額(持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)第十条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律(以下この項において「改正前高齢者医療確保法」という。)附則第十三条の六第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額の十二分の六に相当する額と当該特定健康保険組合に同条の規定の適用がないものとして改正前高齢者医療確保法第三十四条の規定を適用した場合における同条第一項第三号に掲げる額の十二分の六に相当する額との合計額をいう。以下この項において「平成二十八年度概算調整対象基準額」という。)が同年度と、「同法第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の四第一項第三号及び第四号に掲げる額の合計額の十二分の六に相当する額と当該特定健康保険組合に同条の規定の適用がないものとして改正前高齢者医療確保法第三十五条の規定を適用した場合における同条第一項第三号に掲げる額の十二分の六に相当する額との合計額をいう。以下この項において「平成二十八年度概算調整対象基準額」という。)と、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「平成二十八年度確定調整対象基準額」という。)と、「とし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額」とあるのは「とし、」である。

第四条 国民健康保険法の一部を次のよう改正する。
第一条目次中「市町村」を「都道府県及び市町村」に改め、「第四章の二 広域化支援方針(第六十八条の二・第六十八条の三)」を削り、「第八十二条」を「第八十二条の三」に改め、「第五章の二 交付金事業(第八十二条の二)」を削り、「第六章 保健事業(第八十二条)」を「第六章の二 国民健康保険運営方針等(第八十二条の二・第八十二条の三)」に改める。

第四条 第四項第二号中「調整対象基準額」とあるのは「調整対象基準額及び当該特定健康保険組合が負担した病床転換支援金の合計額」に改める。

第四条 第四項第二号中「市町村」を「都道府県及び市町村」に改め、「第四章の二 広域化支援方針(第六十八条の二・第六十八条の三)」を削り、「第八十二条」を「第八十二条の三」に改め、「第五章の二 交付金事業(第八十二条の二)」を削り、「第六章 保健事業(第八十二条)」を「第六章の二 国民健康保険運営方針等(第八十二条の二・第八十二条の三)」に改める。

第四条 第四項第二号中「市町村及び特別区は」を「都道府県は、当該都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)とともに」に改める。

第一条に規定する目的的達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進するものとする。

参考

(抜 粋)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年五月二十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

法律第三十一号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律

(国民健康保険法の一部改正)

第一条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第一百五十三条中「前二条」を「第一百十三条及び前条」に改める。

第一百九十条中「第一百四十四条第二項」を「第一百四十二条」に改める。

附則第六条第一項中「平成二十六年度までの間に、」を削り、「該当する者」の下に「(当該者となつた時以後平成二十六年度までの間に、市町村が行う国民健康保険の被保険者である期間を有する者に限る。)」を加える。

附則第十六条中「附則第十三条の五の六」を「附則第十三条の十」に改める。

附則第二十一条第一項中「平成二十六年度までの間において」を「市町村が行う国民健康保険の被保険者であるとしたならば」に「ができる」を「となる」に改める。

附則第二十一条の三第一項中「第十四条の六」を「第十四条の十」に改め、同条第三項を次のよう改める。

3 平成二十七年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「調整対象基準額は、当該年度」とあるのは「調整対象基準額は、平成二十七年度」と、「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは「附則第十三条の五の六第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十七年度概算調整対象対象基準額」という」と、「ただし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度度」とあるのは「ただし、平成二十五年度の概算調整対象基準額(同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十五年度概算調整対象基準額」とあるのは「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは「附則第十三条の五の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十五年度確定調整対象基準額」という」と、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは「平成二十五年度概算調整対象基準額」とする。

附則第二十一条の三に次の二項を加える。

4 平成二十八年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「調整対象基準額」と「とし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額」とあるのは「調整対象基準額は、平成二十八年度」と、「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは「とし、平成二十五年度概算調整対象基準額」とする。

第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十八年度概算調整対象基準額」とあるのは「とし、平成二十六年度概算調整対象基準額が平成二十五年度確定調整対象基準額」とする。

象基準額」という」と、「ただし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度」とあるのは「ただし、平成二十六年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度」と、「とし、平成二十八年度概算調整対象基準額」と「当該年度の前々年度におけるすべての」とあるのは「全ての」と、「概算調整対象基準額と確定調整対象基準額」という」とあるのは「平成二十六年度概算調整対象基準額と平成二十六年度確定調整対象基準額」と、「とし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額」とあるのは「とし、平成二十六年度概算調整対象基準額が平成二十六年度確定調整対象基準額」とする。

附則第二十二条の二中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改める。

附則第三十六条第二項第四号中「第六十三条第二項第四号」を「第六十三条第二項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 患者申出療養(健康保険法第六十三条第二項第四号に規定する患者申出療養をいう。以下同じ。)

第五十五条第五項中「による社会保険診療報酬支払基金」の下に「(以下「支払基金」という。)」を加える。

第五十三条第一項及び第三項中「評価療養」の下に「患者申出療養」を加える。

第五十八条第三項中「国民健康保険団体連合会」の下に「又は支払基金」を加える。

第七十三条第一項第一号中「の百分の三十二に相当する」を「に組合の財政力を勘案して百分の十三から百分の三十二までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た」に改め、同条第二項中「補助の割合」の下に「及び組合の財政力を」と加え、「もの」を「ところにより算定した割合」に改め、同条第五項中「百分の十五」を「百分の十五・四」に改める。

第八十二条第一項中「健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「行う」の下に「被保険者の」を加え、「必要な指針を公表する」を「指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行う」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に、「当該事業」を「これらの事業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 保険者は、前項の事業を行つて、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の情報を活用し、適切かつ有效地に行つものとする。

第三百四条中「第二項」を「第三項」に改める。

第三百十三条の二の次に次の二項を加える。

(連合会又は支払基金への事務の委託)

第一百十三条规定の三 保険者は、第四十五条第五項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十二条第一項及び第五十四条の二第十二項において準用する場合を含む。)に規定する事務のほか、次に掲げる事務を第四十五条第五項に規定する連合会又は支払基金に委託することができる。

一 第四章の規定による保険給付の実施、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収、第八十二条第一項の規定による保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務

二 第四章の規定による保険給付の実施、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務